

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超えて
財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(案)に
関する御意見募集(パブリックコメント)について

令和元年10月31日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超えて財
政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(案)につい
て、下記のとおり国民の皆様幅広く御意見をお聴きいたします。

記

1. 御意見募集期間

令和元年10月31日(木)から令和元年11月30日(土)まで
(郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。)

2. 御意見募集対象

別紙 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超
えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正す
る件(案)の概要について

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタ
ンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行って
ください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 封筒に「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超
えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(案)
に関する意見」と明記してください。

(3) FAX

03-3593-8431

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 表題に「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超

えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（案）に関する意見」と明記してください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。なお、電話による御意見の提出はお受けいたしかねます。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上